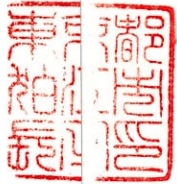


# 災害時における罹災証明書発行に 関する協定書



狛 江 市

東京消防庁狛江消防署

## 災害時における罹災証明書発行に関する協定書

東京都狛江市（以下「甲」という。）と東京消防庁狛江消防署（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する災害が発生した場合に、相互協力により、甲が実施する災害時における火災被害に係る罹災証明書の発行（以下「罹災証明書の発行」という。）及びその根拠とするために乙が実施する火災被害に対する被害状況調査（以下「火災調査」という。）を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第 1 条 この協定は、災害発生に備え、被災者の生活再建支援等の業務を円滑に遂行するため、罹災証明書の発行及び火災調査に関する事項を定めることを目的とする。

### （連絡会の開催）

第 2 条 甲及び乙は、災害発生後に協議を行い、連携して罹災証明書の発行が必要と認めた場合は、連絡会を開催して次に掲げる事項を定める。

- (1) 被害状況の調査開始時期に関すること。
- (2) 被害状況の調査体制に関すること。
- (3) 情報の共有に関すること。
- (4) 発行場所に関すること。
- (5) 発行窓口業務に関すること。
- (6) 発行の開始時期及び終了時期に関すること。
- (7) 第 1 号から前号までに掲げるものの他、必要な事項に関すること。

### （被災情報の提供）

第 3 条 甲は、乙が火災調査を行うために必要があると認める場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 69 条第 2 項及び災害対策基本法第 90 条の 3 の規定に基づき、乙の求めに応じて、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に規定する住民基本台帳及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する固定資産課税台帳に記載された被災者及び被災建物に係る情報を乙に提供する。

2 乙は、甲が罹災証明書の発行及び災害対策基本法第 90 条の 3 に規定する被災者台帳の作成を行うために必要があると認める場合は、甲の求めに応じて、火災調査の情報を甲に提供する。

### （被災者生活再建支援システム等の活用）

第 4 条 甲は、乙が火災調査を行う場合において、被災者生活再建支援システムから出力した調査票を乙に提供する等、必要に応じて当該システムを活用するものとする。

(窓口発行業務)

第5条 乙は、甲が開設する罹災証明書の発行窓口において、甲の求めに応じ、罹災証明書の発行に係る必要な支援業務を行うものとする。

(情報管理)

第6条 甲及び乙は、第3条及び第4条の規定により提供を受けた情報を適切に管理しなければならない。

2 甲及び乙は、提供を受けた情報について漏えい等の事故が発生したときは、直ちに提供元に報告し、適切な措置を講じなければならない。

(提供情報の目的外利用の禁止)

第7条 乙は、甲から提供を受けた情報を、第3条第1項に規定する業務以外の目的に利用してはならない。

2 甲は、乙から提供を受けた情報を、第3条第2項に規定する業務以外の目的に利用してはならない。



(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和9年3月31日までの間とする。ただし、有効期間満了の日の3月前までに甲又は乙のいずれからも延長しない旨の申出がないときは、本協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。



(その他)

第9条 この協定のうち解釈に疑義を生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議して決定する。

上記協定の締結を証するため、甲と乙とは、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和8年3月11日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

狛江市

狛江市長

松原俊雄



乙 東京都狛江市和泉本町一丁目23番10号

東京消防庁狛江消防署

狛江消防署長

渡邊 薫

